



郡上市発表資料		
担当部・課	担当者	電話番号
市長公室 人事課	土松 高原	0575 - 67 - 1121(内線 1333) 直通 67 - 1818 FAX 67 - 1711

職員の懲戒処分について

「郡上市職員の分限懲戒処分の公表基準」に基づき、令和7年9月29日付で行った地方公務員法の規定に基づく懲戒処分について、下記のとおり公表します。

記

1 事案の概要

職員は、令和6年度の所属である白鳥振興事務所振興課において、市が消防団方面隊の活動に資するために白鳥方面隊に交付した消防団運営交付金の分団・部への分配にあたり、令和6年7月に同方面隊の口座から出金し交付先ごとに封筒に入れて金庫内に保管していたが、会議・訓練の中止等により分団・部へ交付することができなかった。その後、保管している事実を失念し年度末となり、取扱いに困り、自身の個人口座4か所に1,208,000円を入金、75,900円を現金で所持し、これらを費消した。(着服金額：1,283,900円。事案発覚後、全額返還済み)

2 処分理由

当該職員が行った行為は、地方公務員法第32条（法令等に従う義務）及び第33条（信用失墜行為の禁止）に反する行為であり、その道義的かつ社会的責任は重大であるため、地方公務員法第29条第1項第1号（地方公務員法等の法令に違反した場合）、第2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合）の規定に基づき懲戒処分として免職にした。

また、上司2名については、本事案の発生を防止するための指導・監督等が十分でなかったため戒告処分及び訓告とした。

3 処分対象者及び処分内容

(当事者の処分)

所属	補職	年代・性別	処分日	処分内容
総務部 総務課	課長補佐	50代・男性	令和7年9月29日	免職
処分理由				
地方公務員法第32条及び第33条に反する行為であり、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当				

(管理監督者)

所属	補職	年代・性別	処分日	処分内容
白鳥振興事務所 振興課	課長	50代・男性	令和7年9月29日	戒告
処分理由				
地方公務員法第29条第1項第2号に該当				

所属	補職	性別	処分日	処分内容
白鳥振興事務所	所長	男性	令和7年9月29日	訓告

4 再発防止に向けて

本事案は、関係団体の事務処理を行う担当者のみが通帳、印鑑及び現金を取り扱い、上司の確認作業のないまま事務遂行を行ったことが事案発生の要因となっております。

このことから、再発防止のため、本事案発覚後に既に全庁的に各課等が管理している団体等の会計管理の実態を把握していますが、改めて団体の会計事務の取扱いについては通帳、印鑑の管理、書類の点検確認等の徹底を図り、チェック体制の強化に努めます。

5 市長コメント

消防団関係者をはじめ、市民のみなさまに多大なご迷惑をおかけするとともに、本事案は、市民のみなさまの信頼を裏切る行為であり、法を守るべき立場の公務員が自ら法を破るという、あってはならない行為を行ったことに対し、心からお詫び申し上げます。

今後は、職員の法令遵守意識の徹底と不祥事の再発防止に向けた組織体制の確立を図り、市政の社会的信頼の回復に努め、二度とこのようなことが発生しないよう取り組んでまいります。

以上